住　所　富山県富山市田中町三―四―二六
生年月日　昭和十九年七月十八日
選任年月日　平成二十五年八月一日
所属国会議員（所属国会議員となった）　自由民主党
氏　名　堀内　恒夫
住　所　東京都杉並区和泉四―一九―一一
選出区分　参議院議員　比例代表
選挙期日　平成二十二年七月十一日
同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。　七三一三
支部の数　七三一四
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三一三

○総務省告示第三百五十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者より、当該政党が同法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった旨の届出があったので、同法第二十一条第二項の規定により、告示する。

平成二十五年九月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

政党の名称　政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日
政党の代表者であった者の氏名　平成二十五年七月二十八日
みどりの風　谷岡　郁子

○総務省告示第三百五十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第二項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けようとする政治団体の届出があったので、同条第六項において準用する同法第五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

みどりの風
(一)　政治団体の名称　みどりの風（略称　みどり）
(二)　主たる事務所の所在地　東京都品川区上大崎三―三―九
(三)　代表者　谷岡　郁子　住所　愛知県名古屋市中区大須二―二六―二八　生年月日　昭和二十九年五月一日　選任年月日　平成二十四年十二月二十八日
(四)　会計責任者　舟山　康江　山形県西置賜郡小国町大字緑町三―四三　昭和四十一年五月二十六日　平成二十五年三月八日
(五)　会計責任者の職務代行者　中大窪佳子　東京都文京区小石川五―三五―八　昭和四十年十一月三日　平成二十五年三月八日
(六)　会計監査を行うべき者　南　保夫　東京都武蔵野市吉祥寺本町一―二八―六　昭和二十二年十二月六日　平成二十五年一月一日
(七)　支部の数　一三
(八)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　一三　平成二十四年十一月十五日
(九)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十四年十二月二十八日
(一〇)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十五年一月十一日
(一一)　政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日　平成二十五年七月二十八日

○総務省告示第三百六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、平成二十五年十月一日から施行する。

なお、平成二十四年総務省告示第三百四十二号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、平成二十五年九月三十日限りで廃止する。

平成二十五年九月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

総務大臣が指定する周波数は、次の表の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる周波数とする。

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下（注2）、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注1）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
二の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え950MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注1）、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
三の項に掲げる区域	207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下、1,475.9MHzを超え1,503.35MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数